

平成23年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成23年11月24日(木)午後2時00分から

2 開催場所 議会棟3F 市議会第2委員会室

3 出席者

(1) 会長 A

委員 B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 御多忙のところをお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、本市の行政運営につきまして、日ごろから特段の御協力、御配慮を賜り、深く感謝を申し上げます。

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を調査、審議をいただくものであります。忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日におきましては、通信回線を利用してデータの登録を行う事務が1件、防犯カメラを使用した個人情報の収集が1件、合計2件の諮問案件について御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただくわけではありますが、会議の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速ですが、審議に入らせていただきたいと思っております。

今、御紹介ありましたように、本日の案件は2つありまして、まず順番に実施機関から御説明をいただきます。審議につきましては、まとめて行いたいと思っております。

まず、1点目の議題ですが、平成23年度諮問第1号建築確認申請等データの通信業務について、実施機関から御説明いただきたいと思っております。入室していた

だくようお願いいたします。

[実施機関（建築指導課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、今、資料に基づきまして経緯からいろいろと御説明いただきましたが、内容につきまして御質問、御意見等があればお願いしたいと思えます。

資料を読みましたが、なかなか理解が難しいところがあって、簡潔に言うかどうかをされるのでしょうか。

実施機関 今までも平成16年から市役所内部に、このシステムは財団法人建築行政情報センターでつくったシステムを利用していたのですが、サーバーが市役所庁内にあったのです。それを今度IDCという総合管理センター、この行政情報センターが管理する管理センターで情報を管理していただく。必要な情報をそちらに預け、または必要なものを取り入れると。ただ、宇都宮市以外は見られない状態にしていただくということです。簡単に説明しますと。

E委員 素朴な質問からいきます。

まず、諮問の概要の(1)の経緯の中で、V7ほくとを今までずっとやっていたのですよね。

実施機関 はい。

E委員 今度これが終了するのですよね。

実施機関 はい。

E委員 V7ほくとというのは、いつからやっていたのですか。

実施機関 平成16年からです。

E委員 そして、今回終了するのだけれども、V7ほくとというものはまだずっと存続しているのでしょうか。もうなくなるのでしょうか。

実施機関 25年度になくなります。

E委員 そのV7ほくとというシステムそのものがなくなってしまうのですか。

実施機関 はい。失礼しました。25年3月ですから、24年度でなくなります。

E委員 なくなってしまうから、共用DBというものに移行せざるを得ないのですか。

実施機関 はい。

E委員 V7ほくとで契約を更新していくというわけにはいかないわけですね。

実施機関 本来は21年度で終わったのですが、22、23、24年まで、今までサービスの延長として3年間暫定的に利用してきたということです。ただ、25年からはサービスをやめますということなのです。新しいシステムは22年度から始まりました。最初なので、私どもどういうシステムかわからなかったもので、1年間いろいろな情報を取り入れまして、いろいろなシステムの不備も修正されたということを聞いていますので、来年度からは取り入れたいと考えております。

E委員 16年からV7ほくとをずっと使っていた。そのときも、やはり個人情報の収集ではこういう審議会にかけたのですか。そのときは全然問題なかったのですか。

実施機関 行政内部に入っておりますので、紙文書と考え方は同じになります。

E委員 情報の収集の仕方が、今回、庁外に行ったから、今回かけるということですか。

実施機関 そうです。外に出るという実態が出てまいりますので。

E委員 わかりました。

会 長 平成24年8月に移行というこの時期については、何か特別な理由か何かあるわけですか。

実施機関 24年度、例えば4月1日からということも契約上はあり得るのですけれども、実質やはりデータを移行するのに2か月程度を要したりですとか、あとは庁内の端末のほうでこのシステムを使うに当たって必要な能力、例えばインターネットのブラウザですとか、そういったものが7月には整備してただけという情報政策課のお話もありましたので、総合的に8月からの導入というのが一番最短でスムーズだということで、8月に設定いたしました。

会 長 参考までに153の自治体でこのシステムを導入されているということなのですが、経緯としては同じような経緯というふうに理解してよろしいのですか。例えば、このV7ほくとのようなものを使っていたものが終了するということなので、今回の諮問にかかるようなやり方に変わっているという理解でよろしいのですか。

実施機関 以前V7ほくとを使っていた行政庁は、ほぼ今回の新しい共用データベースシステムに移行するというので、同じような委員会に諮問しているとい

う経緯はあるようです。

ちなみに、行政庁でこういったシステムを変える可能性がある行政庁は、おおむね420あるそうなのですけれども、そのうちV7ほくとを利用して行政庁は260ありまして、現在153なのですけれども、来年度からの導入予定を中に入れると、ほぼ260、V7ほくとを今まで使っていたすべての行政庁が移行する予定だというお話は聞いております。

会 長

そうですか。

E委員

この最初の諮問書の趣旨と効果とありますね。諮問内容の効果の2つ目に、建築士の関係する事件、事故の未然の防止というのがありますね。これは、具体的にどういうことなのか。こういう事件等の具体例があって、これを利用することによって、これは防止できますというシステムなんですか。よくわからないのだけれども、その辺ちょっと説明してもらえますか。どうしてこれが防止できることになるのか。

実施機関

大きく2つありまして、確認申請等は、建築士でないと設計できないという条件が法律の中で決まっているのです。今までの仕組みですと、宇都宮市に限らず、申請主義という前提の中で、建築士の免許証の写しを添付していただければ、その内容を信じるしかなかったのです。信じるしかなかったというその事務作業が、新しいシステムですと、その事実が本当かどうかというのを、中央にストックされた建築士名簿一覧のようなものを見ることによって、例えば資格が既に剥奪されて、本来は申請できない方もこちらでチェックができる。今まで実態としてチェックができなかったという側面があります。そういったものが本当にかっちり法改正に連動して、法的にはできなかったものがもしされてしまった場合に、チェック機能が実態的に成り立つという仕組みが1つ大きなメリットです。

もう一つは、やはり蓄積されたデータを中央に預けることによって、例えばエレベーターの事件、事故とか結構頻繁に、昇降機が壊れてしまって事故が起こったりするケースが結構あるのですけれども、そういったときに情報収集というのは、国や県から、市内でそういった昇降機の情報はどうなっているかというのを求められた際に、すぐに調べることができるという2つの大きなメリットがあります。

E委員 はい、わかりました。

C委員 こちらの図のほうの共用データベースで、それぞれがアクセスできるという感じで矢印が書いてあるのですが、市のほうでつくられたデータをこの共用データベースに預けるわけですけれども、そういった際に、例えばその他の機関というところがアクセスした場合は、もちろん市の情報は最初から閲覧できないようになっているわけですか。

実施機関 はい。1つ契約上の中で、国と所属する県のほうで、栃木県で契約上見ることができかどうかを選択できるのですけれども、宇都宮市としてはメリットがなければ、やみくもに閲覧させるというのは余りよくないと思いますので、契約上あくまで宇都宮市だけが閲覧や操作ができるという状態で契約しようと考えております。

C委員 はい、わかりました。

会長 それでは、以上でよろしいと思いますので、質疑のほうはこれで終了します。どうもありがとうございました。

[実施機関（建築指導課）退室]

会長 次に、2件目の議題であります平成23年度諮問第2号 宇都宮市立東図書館に設置する防犯カメラによる個人情報の収集についてということで説明をいただきたいと思います。

[実施機関（東図書館による）諮問内容説明]

会長 ありがとうございます。

それでは、今から御説明いただいた内容につきまして質問をお願いしたいと思います。まず僕のほうから2点ほど確認といたしますか、1つは3に書きかえた防犯カメラの必要性ということの（3）なのですが、既にいろいろな形で防犯対策を行われているわけで、職員による巡回ですとか警察官立ち寄りですとか、いろいろ行われているけれども、事件が増加傾向にあるということの御説明がありました。これはどのように理解したらいいのでしょうか。

例えば、職員が何人いるとか、具体的な防犯対策の中身がまだイメージできていないというところがあるものですから、そこの説明をしていただいて、現状でどこら辺に問題があるというふうにお考えなのかということをおひと

つ教えていただきたいというのが最初の質問です。

それから、もう一つが、その裏の利用者から見た防犯意識ということで、アンケートの結果がデータとして出されて御説明がありましたが、僕も仕事上よくこういうアンケートをやるのですが、特定の数字だけ出されると全体が見えないというところがありまして、例えば防犯対策の方法として、いろいろな選択肢を出して選んでもらっているはずなのですが、どういう項目を用意されたのかということと、それから防犯カメラの設置が最も多かったというのは間違いないと思いますが、そのほかにどういう回答が何%ぐらいあったかというデータがありましたら、補足の説明をお願いしたいと思います。

まず、その2点お願いしたいのですが。

実施機関

まず、御質問の1点目、職員による巡回の状況、その他ですが、職員による巡回につきましては、毎日図書館は開館する日は、先ほど説明の中でお話ししたように朝9時半から夜7時まで開館しております。実際にお客さんのおいでになっている状況を踏まえますと、お客さんが多い込み合ってくる時間帯は、大体午前11時ごろから夕方にかけてということになります。この特に込む時間を中心に、朝から約1時間置きぐらいに、職員が館内からそのまま館の外へ出て駐車場のほうまでぐるっと巡回をするということ、先ほど申し上げたように1時間置き程度にやっております。

こういった職員の巡回をしているほかに、当然図書館ですので、東図書館の場合、入ってきていただくと入り口に入って左側が返却とか貸出をするカウンターがありまして、そこに常に職員が配置になっております。当然、こういったカウンターにいる職員もお客様の応対をしながら、常時来館されているお客様には目を配っている。

また、返却をされた本というものは、その場ですぐ仕分けをして、本来の書架のほうにお戻しをして、次のお客様がすぐ借りられるようにということで、本を書架に戻す作業があります。そういった作業を毎日日中ずっと別の職員がしておりまして、そういった館内で書架に本を戻す作業をしている職員、そういった職員も書架に本を戻す作業をしながら、周りもさりげなく見回してと、こういうふうな形をとりまして、それぞれの業務を展開しながら、何かちょっと不審なお客様を見かけたときには、戻ってそういう情報を館内

の全職員が共有することによって、その方を気をつけて見ているというよう
な形で開館中は防犯に努めているところです。

2点目の防犯対策のアンケートですが、資料でも説明をさせていただきました
ように、先月の10月18日から10月23日の間に実際に東図書館に
おいでになったお客様に協力をお願いをいたしまして、結果としては509
名の方からアンケートの回答をいただいております。年齢もまだ10歳に満
たない小さなお子様から70を超えるような高齢の方まで、幅広い年代の方
に回答をいただいた形になっております。

設問ですが、設問は大きく4点でした。まず、1点目としましては、「あ
なたについて教えてください」ということで、性別、年齢を伺っております。

2点目としましては、「図書館を御利用する際に気になることはありませ
うか」ということで、具体的に置き引き、他人からの声かけやつきまとい行為、
痴漢行為、自家用車への当て逃げや自転車の盗難、資料の盗難や切り抜き、
施設設備へのいたずら、不安はない、その他というような形で回答をいただ
いております。

3点目としましては、「防犯対策としてどのような方法が最もよいと思
いますか」ということで、防犯カメラの設置、警備員の巡回、職員の巡回
の強化、その他という4本で回答をいただいております。

最後に、4点目としまして、「防犯対策の強化についてどのように思
いますか」ということで、防犯に効果があると思う、監視されているようで
不快だが、安全が確保されるのは重要だ、コンビニや銀行のように図書館に
も防犯対策は必要だ、自分の顔を覚えられたり記録された情報の管理が心配
だ、不安はない、その他というような選択肢を設けて回答をいただいでおり
ます。

ポイントになります、まず2番の「利用する際に気になることはありませ
うか」という設問に対しまして、一番多かったのが、気になるのは、順位で言
います、不安はないが29.6%、資料の盗難や切り抜きが心配だというの
が20.8%、自家用車への当て逃げや自転車の盗難が15.7%、置き引
きが9.7%、このような形で、ただ結果的に先ほど申し上げた置き引きか
ら資料の盗難や切り抜き、この1から5までのものを選んで回答をくださっ

た方が、合わせますと合計で約70%になるという形になっております。

次に、「防犯対策としてどのような方法が最もよいと思いますか」は、一番高かったのが資料にありますとおり防犯カメラの設置で45.4%、次が職員の巡回の強化が24.2%、警備員の巡回が23.0%というような状況でした。

最後に、「防犯対策の強化についてどのように思いますか」ですが、防犯に効果があると思うという回答が35%、コンビニや銀行のように図書館にも防犯対策が必要だという方が24.2%、監視されているようで不快だが、安全が確保されるのは重要だという御意見が20.5%というようなところが、主な回答の状況でした。

会 長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました先月行われたアンケートの集計表がありますので、ちょっとお返ししたいと思います。その間に、今のことに触れてということなのですが、今現在、警備員という方はいないということによろしいのですか。

実施機関 常駐ではおりません。

会 長 常駐でないということは。

実施機関 警備会社に警備委託をしております、先ほども御説明したように図書館を閉めますと、当然職員は全部自宅に戻って人はいなくなる状態。そういう中で、建物の中につきましては機械警備をしております。外側につきましては、零時ごろ、夜1回実際に警備員が巡回に来て、施錠状況とか外側のところはぐるっと一周して、施設周辺の安全確認ということで警備をしていただいております。

会 長 そうすると、開館中には警備員の方はいないという状況なわけですね。

実施機関 はい。

会 長 素朴なことなのですが、資料の盗難とかそういうことについては、確認装置ですとかセンサーライトで防ぎ切れないものなののでしょうか。実態はどうなののでしょうか。

実施機関 資料の中にも入っていたかと思いますが、貸出手続確認装置、専門的にはBDSと申しますけれども、これはICタグとBDSのセットの装置であり

ます。図書資料，要するに本とか，それからお貸ししているCDとか，こういったものにICタグをつけております。貸出 процедуруをしない状態でそれを持って出ようとする，出口に設置してあるBDSのところ，音がして，貸出 procedure していないものを持ち出そうとしているということが判明するということになります。平成16年にこのBDSの装置を導入いたしました。導入以前と導入後ということで比較しますと，がくんと被害件数は減ってはおりますが，そうはいつでも相変わらずそれなりの被害状況というものがあります。

現場を押さえたことはありませんが，場合によっては死角になっているところとかトイレとかで，ICタグをはずされてしまう。外した状態で持ち出されると，当然作動しないというふうなケースで，実は先ほどお話ししたように，ことしの夏にCDの持ち出し事件がありました。その犯人がたまたま後で，私が盗みましたということで直接私ども東図書館に早く言えば自首というのですか，来たときに，どうやって持ち出したのというふうなことを聞きましたらば，かばんに分厚い本を入れて，その間に挟むと，BDSは磁気を使っているわけですが，どうも場合によっては作動しないというような，そういったケースもあるようなお話をされておりました。

いずれにいたしましても，いろいろな形で努力はしているのですが，こういう装置を導入以前よりは，大分数字的には減ってはおりますが，それでも相変わらず低くはなったものの，被害が続いているという状況であります。私，4つほど聞かせてもらいたい。

E 委員

1点は，宇都宮市に図書館3つありますよね。これは生涯学習課かどうか知らないけれども，明保野にある中央図書館，それから今度南図書館できましたよね。そこは，この防犯カメラというのはどのようになっているのかというのがまず1点。

2つ目，3の防犯カメラの必要性，置き引きやわいせつ行為の中の点の2つ目の社会情勢の悪化に伴い，他の利用者に不安を抱かせる利用者が増加傾向にあると。これはどういうものを言っているのか，私，ちょっとこの文章からはわからないのです，何を言っているのかというのが。他の利用者に不安を抱かせる利用者が増加傾向と，こういう人はどういう人間なのかよくわか

らないので、このことが2つ目。

3つ目が、7の画像データの保存取扱いの保存期間、14日間、この根拠はどこにあるのかと。14日間にした根拠。これは1か月でもいいだろうし、1週間でもいいのだろうけれども、10日でも。どこから14日間というのは出してきたのかというのが3つ目。

4つ目が、警察からのアドバイスですが、強く勧められているのは文書でか口頭でか、それが質問です。

以上、4点お願いします。

実施機関

まず、ことしの7月に南図書館が新たに開館したわけですが、以前の既存の図書館が合併をしたことによりまして、順番から言いますと、まず明保野、現在の中央図書館、そして私ども東図書館、そして合併をしたことによって上河内図書館と河内図書館、そして今回南図書館がオープンしたということで、現在図書館が5館あります。宇都宮市のこの5つの図書館におきましては、防犯カメラの導入設置は今まで一切ありません。そういう状況です。

そういう中で、まずこの東図書館でというお話になっているわけですが、基本的にはそれぞれの建物のづくりが、同じ図書館とはいえ、全く同じではなくて、特にわかりやすい比較をしますと、中央図書館というのは3階建てです。私どものところは2階で、大半のお客さんが御利用になる本が置いてあるスペースは、すべて1階になっております。逆に言うと、ワンフロアが非常に東の場合は広いのです。

そのような状況になっているのですが、そういう中でやはり非常につくり的に、先ほど申し上げた入り口から入ったカウンターのところに常時職員がいるわけですが、一番東奥のほうのところ、先ほどごらんいただいた平面図で申し上げますと、上に1階部分を書いてありますが、一番奥の一般開架というスペース、その一般開架に入る前のところに、エレベーターとエレベーターの下にあります。ここがカウンターになっておりまして、ここから南側の児童開架などは、常に目で行き届くのですが、逆に一般開架なんかは、全然職員のほうからは死角になっていて目が届かない、そういう構造になっているようなところがありまして、一番死角が多いつくりになっている状況が1つあります。

事務局 ここで、南図書館のほうのプレイルームで、前回防犯カメラの設置で審議
にかけさせていただいた、検討結果だけ簡単に参考までに報告させていただ
ければと思います。当時、第3図書館のプレイルームを安全に利用できるた
めということで、防犯カメラの設置の諮問をかけさせていただいたところ
ですが、以下2つの理由によって、承認はいただけなかったというふうになっ
ております。

まず1つが、本件プレイルームのような不特定多数の者が利用する場所
で、子供に対する犯罪が発生することは考えにくいこと。もう一つは、子供
とその保護者が本件プレイルームを安全に利用できるようにするためには、
まず子供の監視や保護に当たる職員の適切な配置と、第3図書館建物の全
体的な管理体制を十分に検討することが求められること。現在、そのような
検討が十分に行われているとは認められず、したがって防犯カメラの効果
や必要性の根拠が明確となっていないという主な2つの理由によって、
承認のほうは得られなかったといういきさつがありますので、参考までに
御報告させていただきます。

E委員 ということは、ほかの図書館には実際こういう防犯カメラがないとい
うことは、今回の東図書館だけの特異なケースということですか。特に
こういう犯罪に近いとか、こういうことがすごく頻繁に起きるのは東
図書館だけだということ。そういうふうに理解していいのですか。

実施機関 やはり、資料の盗難ですとか事件、事故は、ほかの館でも発生して
おります。最近、新聞でもごらんになったかと思うのですが、上河内
図書館でもパソコンからメモリが盗難されたりというようなことで、
やはり同様の状況が発生しておりますので、東図書館の効果を見なが
ら、順次入れていきたいというふうに考えているところであります。

南図書館のプレイルームにつきましては、人的な配置ということで指定
管理者を導入したのですが、その中で仕様書の条件付け等によって、
一定安全が確保できるような形になりましたので、現在ではプレイル
ームについては不要というようなことで考えております。

実施機関 では、御質問の2点目の他の利用者に不安を抱かせる利用者はど
ういう人ということですが、中には物すごく、そばに行かなくても
においがす

ごくきつい方とか、それと自分が気に入らないと、そこで直接クレームというのですか、声をかけてくるお客様とか、実際に最近お客様同士でトラブルになってけんかになるような、そのような状況も発生したところです。

実施機関 2点目の追加、補足説明なのですが、ホームレスのほかに、やはり失業者、仕事を失った方がかなり朝から晩までいろいろ来ている状況があります。

3点目につきましては、防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領に基づきまして、最長14日間ということでは決まっていますが、原則14日間以内というようなことで要領のほうで決められております。

また、図書館の資料の貸出期間が2週間ということでは設定させていただいておりますので、大体利用者のサイクルが14日間ということでは、要領及び利用者のサイクルに合わせてこのようにさせていただきました。

実施機関 4点目の警察からのアドバイスはということですが、先ほども話した今年の夏に事件が頻発をして、特にブックポストの関係につきましては、続けざまに3回ほどいたずら、被害を受けたところです。そういった捜査の中で、東警察署のほうから口頭で、「ついていないの、早くつけなきゃだめよ」という、早く言えばそういう口頭でのお話でありました。

E委員 はい、わかりました。

会長 ブックポストへのいたずらというのは、夜間と考えてよろしいのですか。閉館してからということですよ。

実施機関 はい。

B委員 別紙の東図書館平面図の中のカメラの設置状況なのですが、ドーム型というのは上からわかるのですが、これは斜線のところというか、グレーのところを監視している。角度はこの角度でよろしいのでしょうか。

実施機関 先ほどお話ししましたように、マルにバツがドーム型カメラでして、早く言えばこういう広いスペースのちょうど天井の中心に設置をして、360度見るという形になります。

B委員 それで、一般のそのところが死角になっていると、先ほどおっしゃったのですけれども、その一般のところには何も無いのですけれども。

実施機関 それで、先ほどもお話ししましたように、一般開架のところは一番すごい、私どもの背よりぐっと高い、手を伸ばして一番上の棚にやっと届くような高

さの高い書架がずっとありまして、このドーム型ではどうしても死角が出てしまうということから、結果としては一般開架に入っていく方が、すべて見られるような形で、入っていくところの通路部分にボックス型を置くという考え方をしております。

B委員　そして、ホームレスとか、今は退職者難民とかいろいろ言われていますけれども、その人たちが集うところが、一般開架のところと新聞、雑誌のあるところで、私も東図書館へよく行くのですけれども、本当に一日中いらっしゃる人もいますし、これから寒くなるから、とてもいい場所だと思うのです。でも、そういう場所にいつもカメラがあるというのも、特定はできないとはいえ、何かすごく威圧感のあるような気も私はするのです。この角度は何度ですか。

実施機関　このボックス型は、非常に角度は狭い形です。

B委員　狭いですよね。これは、こういうふうに動くとか、そうではなくて一定なのです。

実施機関　固定して一定角度になります。

B委員　わかりました。

D委員　訂正した3番、防犯カメラの必要性の(3)で、事件が増加傾向にあるという記載があるのですが、これはしっかりと類型ごとというか、例えばのぞきとか置き引きとか盗難とかいろいろあるわけですが、そういった類型ごとに、ここ数年間、実際に統計をとっているかどうか。とっているとすると、その内容としてはどのようになっているのかというのが質問の1つ目です。

それから、2つ目の質問としては、先ほど事務局から説明があったのですが、南図書館の件について、たしか2年前の審議会だったと思うのですが、委員は複数の方が承認しないというような方向で意見を述べられて、その中でたしか今後も図書館、こういう諮問が出てくるので、そのときはそれ以外の表参道スクエア等いろいろあったかと思うのですが、そこら辺の防犯カメラの効果の検証結果を報告してもらって、審議の参考にしたいとか、そういう複数の意見があったかと思うのですが、そのような措置をとっているかどうか、それが2点目です。

実施機関　　まず、いろいろな事件、事故が発生しているわけですが、ここ過去5年ほどの実際の警察への届け出件数を見てもみますと、19年度が1件、20年度が5件、21年度が1件、22年度が4件、23年度、5件という状況です。もちろん、これは私どものほうで把握している数ということで、例えば自転車の盗難とかで、直接御本人が警察へ届けているというような件数等もあるということで、実質的には、これよりさらに相当多いのかなという受け取り方はしているところです。

D委員　　その内訳としては、1件図書もあるのですけれども、大体本をとったとかそういうのがほとんどなのですか、それとも別のものも入っているのか。

実施機関　　はい。実際にはいろいろな事件が発生しております、例えば今御説明した数字の、ではどういう事件だったのという部分ですけれども、平成19年度1件、これは共通ロビー、図書館を出たところに共通ロビーがあるのですが、ここに設置しております公衆電話、これの料金箱のかぎが損傷されたという事件でした。

平成20年度は5件ありましたけれども、自転車の盗難関係が2件、あとエレベーターホールの爆竹発火事件が1件、それから盗撮が1件、それから駐車場バリカー破損の当て逃げが1件の合計5件です。

21年度は1件でした。この1件は、駐車場のバリカー破損の当て逃げでした。

平成22年度が4件ありまして、わいせつ行為の下半身露出等のわいせつ行為で、実際には4件発生したわけですが、そのうちの3件が警察の届け出になっております。そのほかに駐車場バリカー破損当て逃げが1件で、合計4件であります。

平成23年度ですが、先ほど来から御説明しているブックポストへのいたずら、これが連続して3件、それからCDの不明になった案件、こういったことで合計5件になっております。

実施機関　　補足説明なのですが、あくまで図書館が認知している件数ということで、実際わからないところでわいせつ事件とかも起きているのですが、19年度につきましては警察に届け出ないということで、盗撮、男子トイレで小学4年生が男性から盗撮を受けるというようなことも発生しており

ます。

また、今年度最たるものは、やはりブラウジングコーナーで70過ぎの男性同士の殴り合いといったこともありまして、それも状況に応じて警察に届け出はしなかったのですけれども、日常的にそういった私たちがかんんでいる以外のものがどのぐらいあるかというのは、ちょっとわからないのですが、あくまで認知ということなので、特にわいせつ等については、やはり知り得ないことがあるのではないかというようなことで心配しているところであります。

会 長 これは、市全体の統計ということですね、これ自体は。

実施機関 そうです。全図書館です。

D委員 今の説明は東だけではないのですか。

会 長 今の説明は東だけです。

実施機関 東だけです。

会 長 この資料は全図書館ということですよ。

B委員 東図書館の隣には市民活動センターがあるので、図書館だけに行く人ではない人も多分出入りするので、出入りする人も多いのかななんて思うのですけれども、その市民活動センターのほうには、こういうふうな防犯カメラとかはあるのでしょうか。

実施機関 すべてありません。

D委員 済みません。その前にちょっと、2つ目の質問に答えられていないので。

会 長 ごめんなさい。2つ目というのは。

D委員 今までここで承認したところで、検証とかを実際に行ったのかということですよ。

会 長 防犯カメラの効果についての検証というような取り組みというか、何かありますか。

事務局 検証というのは、特にこちらではやっておりません。

D委員 ただ、議事録見ていただければわかると思うのですけれども、委員のほうから複数名が、検証すべきだというような意見があったということは、認識はされているということによろしいわけですね。

会 長 その点は、後で議事録のほうを、委員の意見として残っていると思います

ので、ちょっと確認を質疑のときにまたさせてもらいたいと思います。

実施機関

それでは、済みません。今回導入した施設について、聞き取り調査をさせていただきました効果の部分についてなのですが、まずオリオンスクエアにつきましては、大体年に1回程度器物損壊事件等があるというようなことで、記録データの確認事案が発生しているというようなお話がありました。

また、オリオン通りで発生した事件、事故などに関しまして、警察の求めに応じてやはり記録確認ということがあるということで、具体的な効果については、スクエアを設置当初から防犯カメラを入れてしまいましたので、入っていない状況というのがないものですから、厳密な効果というのとははかれないというようなお話がありました。

それから、JR宇都宮駅周辺につきましては、記録データの確認はしているのですが、申し訳ないのですが、非公開ということで、情報提供は得られなかったところでは。

本庁舎、それから本庁舎の地下1階出入口、それから生活福祉課の通路、秘書課入り口等にも防犯カメラがあるのですが、やはり記録データを年2回程度確認しているようなお話がありました。

宇都宮城址公園のほうには、今年トイレがいたずらされて、警察の求めに応じ情報提供したということで、城址公園などについても設置当初から入れているものですから、入れたからどうというのが、なかなかお話ができないということでした。

ゆうあいひろばにつきましては、こちらははっきりと防犯カメラ設置後につきましては、警察に届け出るような迷惑行為は発生していないということで、効果が出ているというようなお話をいただいたところでは。

女性相談所につきましても、まだつけてから間もないかと思うのですがけれども、DV加害者の来所、そういったような迷惑行為については発生していないというふうなことで、一定の効果が出ていると伺っているところでは。

会 長

ほかにはいかがでしょうか。

実施機関

私ども東図書館は、先ほどお話しくございましたように隣が東市民活動センター、そしてもう一つ、現在ちょうど引っ越し作業をしているのですが、来年の1月から、市の体育館の北側にございます駅東出張所、これが私ども

のところに入ってくるという流れになっております。1月からは、この3つが隣合わせる形になるわけですが、今回の検討に当たって、まず市民活動センターという施設ですが、ここは基本的には利用する場合に事前申込みということで、利用者が特定される形になっております。また、入場者を特定しない催しも中にはありますが、その場合、入場者は必ず主催者の管理のもとに置かれていると。

また、出張所関係ですが、それぞれ所要の目的をお持ちで、その目的を果たすためにおいでになる窓口ということで、目的が明確な市民の方が利用する場所でありまして、利用者のほとんどを特定することができるというようなことで、図書館の利用状況とは異なる。こういう状況の中で、必要がないという判断をしているところでもあります。

したがいまして、とりあえず3つある中でも東図書館にのみという形。もちろん、外側の自転車置き場などは共有して使っておりますので、当然そこらはカバーをしていくという考え方であります。

会 長 今回、諮問に至るまでの議論の中で、運用時間については開館時間、それから閉館後、それから自転車置き場の24時間という3つがあるということでしたけれども、全く同様に必要だというようなお話がされ始めたのか、あるいは時間帯によっては、カメラの設置の優先度といたしますか、そのようなところについても意見が出たのか、そこら辺は議論の過程でもし何かありましたら、参考までにと申すのですが。

実施機関 まず、基本的に先ほどからいろいろ過去の事件等の状況についてはお話しさせていただきましたけれども、図書館の中はもちろんのこと、逆に建物の外、どちらでもいろいろな事件が発生していると。当然、図書館の中というのは開館時間帯になりますので、特に時間帯によって、発生状況が異なるという状況ではありませんことから、中については開館時間すべてを、外は逆に、特に自転車置き場などですと、24時間ということを考えざるを得ないというところでした。

E委員 今の議論の中で、カメラのことでちょっと思いついたのですけれども、児童開架とか閲覧室とか科学・技術・ビジネス資料室とか、ドーム型の防犯カメラがつくのだけれども、先ほどの説明から聞くと、どうも一般開架のところ

とブラウジングコーナーのところ、ブックボックス、自転車置き場辺りが特に問題のあるところのように聞こえてくるのです。過去に児童開架とか2階の閲覧室、それから科学・技術、そういうところにそういう事件等がなかったとしたら、あえてそこに防犯カメラを設置する必要があるのかというところの議論はされましたか。要するに9台というのだけれども、なるべく少数に、最小限に抑えようかなと、そんな議論はされましたか。こういう2階の云々なんというところでも、結構事件等は起きているのですか。

実施機関 2階の閲覧室につきましては、個室型の閲覧テーブルが用意されておまして、その席をめぐる利用者間のトラブルがあります。また、やはり露出する方が、閲覧室で中学生とかが座ると、隣の席の男性が露出したりと、そういったことが起こっております。

児童開架につきましては、トイレ入り口が児童開架室を通過して入るような形になっておりますので、児童開架は子供、乳幼児の利用が大半でありますので、しかも子供たちは背も低いですから、かなり低書架ではあるのですが、それよりも背が低い子供たちの利用ですので、そういった一番弱者の安全と、それからトイレに入る通路を確認するために、入った人を確認するために、ドーム型を児童開架はつけさせていただいております。

E委員 科学・技術・ビジネス資料室等は。

実施機関 科学・技術・ビジネス資料室につきましては、科学・技術、書いてあるとおり専門書が集中的に置いてあるところで、切取りの事件が多数起こっております。

台数については、死角を完全になくすような形でということで、最初、物すごい膨大な数の議論もありました。例えば本当に最近できた図書館で、岡崎とか豊田などですと50台ですとか、本当に考えられないぐらいの数を設置しているところもあるのですが、議論で9台に絞ったところでもあります。

会 長 あとはよろしいでしょうか。

事務局 済みません。事務局から、質問というわけではないのですが、確認なのですが、22年度と23年度に起きた事件で、わいせつ4件と、それからブックポスト3件という複数のものというのは、特定の対象者がやられたという話になってくるのでしょうか。件数の数え方としては、どういう数え

方になってくるのでしょうか。

実施機関 1件1件の事案について、同一人物だとしても2回起こせば2件というように
なことです。たまたまブックポストのいたずらにつきましても、捜査の結果、1人の人物が
というような結論に至りましたが、CDの不明につきましても、1人はわかったのですけれど、
もう1人などについては特定できないような形になっている。1人かどうかもわからないような
状況になっております。

事務局 22年度というのは。

実施機関 22年度につきましても、露出についてとかは、全然別の方というのも変
なのですけれども。

会 長 質問はよろしいでしょうか。

それでは、質疑につきましても以上で終了させていただきますので、どう
もありがとうございました。

実施機関 よろしく願いいたします。

[実施機関（生涯学習課）退室]

会 長 2つの諮問事項につきまして御説明がありました。今の2番目に関してい
ろいろやりとりがありましたので、今、頭が2番目のほうに集中しているか
と思いますが、一応審議としては1号から順にということで、頭を1号のほ
うに切りかえていただけたらと思えます。

1号につきましても、建築確認申請等データの通信業務についてということ
で、従来使っていたV7ほくとが終了するに伴い、共同データベースのほ
うにしたいと。それに関する諮問でありました。これにつきましても、差し支
えないか否かということになるかと思えますが、委員の皆様からの御意見は
いかがでしょうか。

B委員 移行するということなので、別に私はこのままで移行は異議なしです。

会 長 ありがとうございます。

では、一人一人確認、御意見を伺ってということでよろしいですか。

E委員 一番心配だったのは個人情報の取扱い、要するに宇都宮市以外の者がこれを見
られるかどうかと。契約書の中でこれをやって、12条で乙は云々という
のが、最大限の努力事項みたいになっていますけれども、ほかの者が見られ

ないのだと。多分これはIDとか何かいろいろな壁をつくるのだらうと思うので、私は承認したいと思います。

会 長 ありがとうございます。

 では、C委員いかがでしょうか。

C委員 私も同じ意見で、市でつくった情報に関しまして他者は見れないということで、承認いたしたいと思います。

会 長 D委員。

D委員 承認ということで。

会 長 では、僕も問題ないと思いますので、委員全員一致としまして、諮問第1号につきましては、電子計算組織の結合を行って差し支えないということで、そういう結論に至ったということで御了解いただきたいと思います。

 それでは、2号につきましてはいろいろな質問あるいはそれにかかわるような御意見も含まれていたと思いますが、やりとりがありました。それで、議長としてまず確認したいのは、諮問の内容は9台のカメラを設置することですが、これはいいか悪いかという判断だけということではよろしいのですか。

事務局 はい。

会 長 例えば変な話ですが、夜間だけならいいよとか、そういう話はここでは判断しないということではよろしいですか。

事務局 そうですね。細目には入らない。

会 長 入らないで、この出されてきた9台を設置したいということに関して、イエスカノーかという判断だけということですね。

事務局 はい。

会 長 微妙な問題が絡むと思いますが、今御説明いただきましたように、諮問そのものについてよろしいかよろしくないかという判断だけをここですということですので、細かくこういうふうにしたらということについては、別の場所ということになるのだらうと思います。

D委員 ただ、個別の意見としては、そういう意見もあるのではないかなと思って。

会 長 そうですね。

E委員 附帯意見みたいのはつけられる。

事務局 それは可能です。

会 長 判断としては、イエスかノーで、そのほか附帯意見という形では出してもいいということですか。

では、まずイエスかノーかという判断をいずれにしろしないといけないものですから、どのようにしたらよろしいですか。意見が完全にまとまっているという方がおりましたら、出していただいたほうがやりやすいかなという気がしますが。

E委員 図書館のほうの説明等聞いていますと、私、一番最初に、宇都宮市に幾つもある図書館の中でここだけがこれということで、ちょっとひっかかったのですけれども、とにかくいろいろやってもなかなか犯罪が減っていかないというか、苦慮しているというのもあると思う。

あと、施設、構造上の問題があります。一番最初、館長が言っていましたけれども、なかなかほかの図書館と違う東だけが持っている構造上の欠点などもあるかもしれません。できれば、そういうところ、書架がこうなっていたら、こういうふうにやってみるとか、そんな工夫も本当はしてもらいたいのです。または、職員がもっともっと巡回するとか、そんな工夫もしてもらいたいのですけれども、今すごく困っている現状と、警察からもなぜつけないのと言われているとか、そんなのもありましたけれども、警察は別にして、ただここがつけて、この効果が見えたから、ほかの図書館もすぐいくという安易な選択はしないでもらいたいのです。ただ、ここは先ほど聞いたら、これでも9台も最小限の検討はしたとかということもあるので、私は承認したいと思います。

さっき言った、安易に波及はしないでほしい。または書架の、できないのかな、構造上の欠陥というのは。書架だったら、できるような気がするのです。向きを変えるとか、もうちょっと見通しがよくできるようにとか、それらの工夫は何もされていないような感じがするので、そんなところもよく自助努力はよくしてもらって、今回9台も最小限だと聞いたので、やむを得ないのかなと、そんなふうに思っています。

事務局 事務局からなのですが、御判断いただくときには、その辺の自助努力の余地があるのであれば、そこをやっていただいて、次回、それでもだめならカ

メラを導入というふうな御判断をいただくか、それともある一定やっている
ので、今回防犯カメラを、ハード的な問題もあるから、やむを得ないかとい
うふうな御判断をいただくか、その判断の分かれるということもあると思
いますので。

E 委員 本当は私は、ブックポストがあったでしょう、投げ入れられるところ。ここ
はやっけてもいいかなとは思っています。自転車置き場とか。できれば、中
はとか思ったのだけれども、イエスかノーかでやると、やっぱりイエスとし
か言えなくなる。

会 長 僕も先ほど確認したかったのは、ちょっと思いつきですけども、夜だけ
だとすごく効果があるのかなという気がして、開館時間についてはいろい
ろな構造上の工夫とかあるいは警備員の方の雇用ですとか、いろいろな形の
ほうがむしろ効果的のかなという気がしたものですから、そういうようなイ
エス、ノーというどちらかの判断ではなくてということが可能かどうかとい
うのを聞いたというのは、そういうことなのですが。

B 委員 私もブックポストと自転車置き場のそれはいいのですけれども、せっかく図
書館に来ているのに、いつも監視されているという威圧感ですか、それがあ
るので、中は嫌だな。ただ、入るときにそのBDSですか、あれがある。
あれだけだつて、随分持出しとか、1件ぐらいは持出しはあったようですけ
れども、持って帰れないとか、そういうBDSでも随分あそこに行くと、お
つというふうに、普通に行って帰ってくるだけでもそんな気がするので、中
はちょっとというふうに私は思います。

D 委員 この手のものは既に五、六回ぐらい出ているもので、最初から一貫して私は
反対しているので、今日も同じ意見になるわけですけども、理由としても
今までの審議会のときに言ったような内容が当てはまると思うのです。まず、
事件が増加傾向だというふうに言われていたのですけれども、先ほど統計資
料のことを聞いたのですが、別に増加傾向にあるとは、件数的な問題とし
ては、ちょっとあの件数ですと言えないのではないかなと。社会情勢としても
犯罪は一般的に減少傾向で、ここの宇都宮図書館に限ってふえたというよ
うなことは、ちょっととても認められないかなと。その意味で、否定的に考え
ざるを得ないというのが1つあります。

それから、もちろん効果の問題についても、これも今までの審議会で何回か出てはいるのですが、費用対効果の話もありますし、今回9台とかというと、相当の予算もかかるのでしょうし、それだけの予算をかけてどれだけの効果が上がるかということについても、今まで設置したところの資料も、特に今日も参考資料として、口頭では一応説明していただいたような形にはなるのですけれども、実際問題としては具体的に、先ほどの説明では効果があったというような説明はあったのですが、あれだけの説明では、私としてはちょっと効果があったというふうには認めることはできないというのがあります。

それから、先ほども意見が出ておりますけれども、今回、東図書館で設置を認めると、またほかの2つにも恐らく波及してくるのではないかとということで、それについては、やはりできるだけ歯どめをかけていかななくてはならないのではないかとこのことがあります。

C委員 私は、防犯という意味では、ある程度カメラは必要なかなと思っておりますが、ただこの事例といいますか、事件からいきますと、例えば一般開架につきましては、この1カ所しかカメラを設置しないということで、これを設置したことによって、そのような事件が少なくなるかということに関しましては、ちょっと疑問視します。ならば、書棚を少し低くするとか、そのような対応策をとって見やすく、人が巡回して見れるような形で、わざわざカメラをつけるよりも、むしろそのほうがいいのかと思いますので、ちょっとまだつける前に、何かしら本棚を低くするとかそのような形をとってから、それでももし防犯がだめな場合は、つける方向で考えるべきではないかと考えます。

会 長 ありがとうございます。

僕個人の意見としましては、そういう考え方が無理だというのは理解した上で、本音としましては夜間だけとか、24時間自転車置き場だけだと、非常に効果的な気もするので、なかなかイエスカノーかと迫られるのは、ちょっときつところがあるのですが、9台つけるという諮問に関しては、根拠が薄いかなという気がいたします。

それで、1つはアンケートの読み方も、かなりと言っては失礼なのですが、

結論ありきのところがありまして、数字の読み方が乱暴だということは正直言って感じました。

それから、防犯対策という点で言えば、もうちょっと効果的な方法が、今幾つか意見出ていますが、やはりあるような気がしまして、そこら辺の議論抜きにしていきなりカメラ設置という結論に至るには、少し早いというか、もうちょっと検討していただきたいというのが率直な意見ですので、そういう意味ではノーという意見になります。

恐らくE委員の御意見も、ほとんど同じのように理解してよろしければ…

E委員 はい。自主努力が聞こえなかったですよ、ちょっと。

会長 そうですね。まず、防犯についてのいろいろな努力をしていただいて、その上でどうしてもということが検証されるようなデータですとか判断材料が出てくれば、ぜひカメラ導入についても御検討いただきたいという、そういうまとめ方でよろしいでしょうか。

E委員 はい。

D委員 今、自転車置き場の話なのですけれども、24時間でなくて夜間だという話をされたのですが、自転車置き場というのは、お客さんが来て自転車をとめるわけなので、ここは24時間ということは意味があるのでしょうか。昼間やるのが、むしろ向こうの主眼ではないかと思うのですが。ブックポストは私もわかるのですけれども。

会長 そうですね。ポストについては夜間ということが必要ですね。自転車置き場については、開館中ぐらいの、必要かどうかということも含めてですね。

D委員 ええ。

会長 そうすると、附帯意見としましては、自助努力をしていただいた上で、必要だということが理解されるようなデータとか材料があれば、ぜひということと、それから……

E委員 設置場所をもっと限定した申請の仕方もあるのではないですか。

会長 そうですね。特に今出ているのは、ブックポストのいたずらというのを防ぐ上では、夜間のカメラというのは効果的ではないかという意見が出ておりました。

あと附帯意見ということで、何かありますでしょうか。

D委員 やはり、何回かの審議会で検証をしっかりせいというような意見も、2年ぐらい前のときも議事録を見ると書いてありますし、そこら辺のところをもうちょっと今度出すときには、しっかりと出してきていただきたい。附帯意見として書くのかどうかはちょっとあれなのですけれども。

会 長 そうですね。また、同じことの繰り返しとなってしまいますものね。

それでは、まず確認しなければいけないのは、防犯カメラによる個人情報の収集を行うまでの必要性は認められないということで、諮問第2号につきましては認められないという結論になったということで、理由についてはよろしいですか。先ほど出たような意見ということでおまとめいただければというふうに思います

それと、いろいろな努力ですとかあるいは時間を限定した使い方ですとか……

事務局 ハードの工夫ですね。

会 長 そうですね。それからこれまでの議事録、審議会での御意見等を十分踏まえた上での御対応をお願いしたいというようなことも、あわせてお伝えしていただければと思います。

それでは、諮問第1号についてはオーケー、認められるということで、諮問第2号につきましては認められないという結論になりました。答申につきましては、この方向で会長一任により作成するということが従来のやり方なので、それはよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、答申作成後は、委員の皆様にも事務局を通じて送付いたしますので、お忙しいと思いますが、所定の期日までに内容の御確認をお願いしたいと思います。

その他ですが、何か委員の皆様からありますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何か最後にありますでしょうか。

事務局 本日の議事録ですけれども、準備ができ次第委員の皆様にも送付して御確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 それでは、これで平成23年度第1回の個人情報保護運営審議会を終了い

たします。

どうもありがとうございました。